

技術指導顧問契約書

〇〇〇〇（以下「甲」という）と中華料理 大湖飯店（以下「乙」という）とは、乙が甲のために行う技術指導顧問業務に関して、次の通り契約する。

第 1 条（契約の成立） 甲は、下記の技術指導顧問業務を乙に委託し、乙は、これを承諾した。

記

- ① 甲による料理調理にあたって、技術指導を行うこと
- ② 甲による新規の料理開発に関して、共同開発を行うこと

第 2 条（報酬及び支払方法等） 甲は、乙に対して、本件技術指導顧問業務の報酬として、料理 1 品 8 時間につき金 30,000 円（税別）を支払うものとする。

- 2 支払方法は、現金又はあらかじめ乙の指定した銀行口座に送金して支払うものとする。
- 3 本契約においては、成功報酬などの名目での支払いを行わないものとする。

第 3 条（費用） 乙が、甲の技術指導顧問業務遂行のために費用の支出が必要となる場合は、そのつど、甲乙間の協議により、負担者及び支払方法を書面によって決定するものとする。ただし、交通費、宿泊費等に要した費用は甲の認める範囲で、乙に対し実費としてこれを支払うものとする。

第 4 条（秘密保持義務） 乙は、技術指導顧問業務の遂行上知り得た甲の経営内容、内部事情、機密情報、その他一切の情報を、第三者に漏らしてはならない。

- 2 前項の秘密保持義務は、本契約の有効期間内、契約期間の満了後を問わず、甲の事前の書面による許可がある場合を除いては、将来

にわたって継続するものとする。

- 3 乙が秘密保持義務に違反した場合、それにより甲が被った損害の賠償を甲に支払わなければならない。

第 5 条（業務遂行の注意義務） 乙は、本契約の趣旨に基づき甲の利益をはかり、善良な管理者の注意をもって技術指導顧問業務を誠実に遂行するものとする。

第 6 条（契約期間とその更新） 本契約は、平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇日までの〇年間にわたって有効とする。

- 2 本契約期間満了の 3 か月前までに、契約を更新しない旨の書面による意思表示が当事者のいずれからもなされないときは、本契約はさらに 1 年間延長されるものとし、以後も同様とする。

- 3 本件技術指導顧問契約が更新された際の業務内容は、更新前の契約と同一内容とする。

第 8 条（規定外事項） 甲乙は信義則に則って本契約を履行し、この契約に定めていない事項について疑義または紛争が生じた場合には、法令及び商慣習に従い、甲乙協議の上解決すること。

上記契約の成立を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲乙各 1 通を保有するものとする。

平成〇〇年〇月〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

(甲) 中華料理 〇〇〇〇

代表 〇〇〇〇 印

茨城県神栖市神栖四丁目 5 番 19 号

(乙) 中華料理 大湖飯店

代表 鈴木 清 印